

世田谷区本庁舎等整備工事の延伸について

1 主旨

本庁舎等整備工事については、令和4年12月、工事受注者である大成建設株式会社東京支店（以下「受注者」という。）からの工程遅延の報告を受けて、1期工事の完成予定日を2か月間延伸することとし、令和5年9月の1期棟完成に向けて工事を進めてきた。

そうした中、令和5年5月24日付けで、受注者より、さらに最大で6か月間の1期工事完成日の延伸が必要との申し入れ文書の提出があった。その後、区は経緯等検証会議及び工程検証専門部会を設置し、再延伸に至った経緯や見直し後の工程等の検証を行った結果、受け入れがたい事態であるものの、あわせて8か月の延伸をやむを得ないと判断したところである。

さらに、同年7月14日、受注者から2期・3期の14.5か月延伸の申し入れを含む報告書の提出があった。1期工事での8か月の延伸に今回の申し入れ内容を加えると22.5か月にも及ぶ長期延伸となることから、これまでの経緯と今後の方針を報告する。

2 延伸に係る主な経緯

- 令和4年12月6日 受注者より、1期工事完成日の2か月延伸の申し入れ文書を受領
- 令和5年1月11日 1期工事の完成予定日を令和5年9月に変更する変更契約の締結
- 5月19日 受注者より、さらに最大6か月の工程延伸の申し入れ(口頭)
- 5月24日 受注者より、上記内容の申し入れ文書を受領
- 6月9日 受注者より、工程遅延に係る経緯等報告書(1期工事)を受領
- 6月12日～ 経緯等検証会議及び工程検証専門部会の開催
- 7月14日 受注者より、工程遅延に係る経緯等報告書(2・3期工事)を受領(2期6.5か月・3期8か月の延伸の申し入れ)
- 7月21日～ 2期及び3期工程検証委員会の開催

3 各工期の延伸状況

	契約締結時	現在の申し入れ状況	延伸月数
1期	令和5年7月31日	令和6年3月29日	+8.0か月
2期	令和7年9月15日	令和8年11月30日	+6.5か月
3期	令和9年10月15日	令和11年8月31日	+8.0か月
全体工期	令和9年10月15日	令和11年8月31日	+22.5か月

4 今後の方針

2期・3期の14.5か月延伸の申し入れを受けて、区は、学識経験者4名を中心とした2期及び3期工程検証委員会を設置し、詳細工程表及び再発防止策等について根拠資料等の確認及び追加の要請等を行い、実効性を確認しているところである。2期・3期の工期の変更については、工程検証委員会での議論を踏まえ、改めて受注者と協議し、決定する。

また、損害賠償について、受注者との契約書に基づき、違約金等に関する協議を行っており、区及び区民に及ぼす損害について誠意をもって賠償するよう求めている。

5 今後の予定

令和5年9月上旬	2期・3期工期の検証結果取りまとめ
9月中旬まで	1期工事の完成予定日を変更する変更契約の締結
令和6年3月29日	変更後契約の1期工事の完成予定日
3月以降	1期棟検査合格後の竣工払いにおいて違約金等を相殺